

健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）申請に係るQ & A

令和3年9月13日掲載  
令和3年9月27日更新  
令和3年10月11日更新  
令和3年10月18日更新

更新日	項目	質問	回答
全体に関する内容			
9月13日	ID発行	ID発行サイトの登録で、部署名がブランクだと次に進めない。	便宜上、「本社」「健康経営担当」などを入力してください。
9月13日	全般	「認定基準解説書」は今年度はないのか。	「認定基準解説書」は、申請書と統合いたしました。認定申請書の「設問の設置趣旨等」シートの「評価項目の設置趣旨および適合基準」をご参照ください。
9月13日	全般	動画配信・説明会は行予定があるのか。	今年度は動画配信・説明会は行いません。説明資料を公開しておりますのでそちらをご確認ください。 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin_shinsei.html">https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin_shinsei.html</a>
9月13日	全般	「健康経営優良法人2021」の認定を受けている法人も、今回の認定に申請する必要があるか。	「健康経営優良法人」の認定期間は約1年間であり、「健康経営優良法人2021」認定期間は2022年3月31日までとなっています。そのため、「健康経営優良法人2021」に認定されている法人も、2022年4月以降も認定を受け続けるには、「健康経営優良法人2022」に申請が必要です。
9月13日	申請方法	ファイルのアップロードのやり直しはできるか。	可能です。最後にアップロードされたファイルを申請書として受け付けます。
9月13日	申請方法	ファイルのアップロード後にアップロード完了の連絡はもらえるか。	アップロード完了後、画面に「受付完了」と表示されますが、アップロード直後にメール・電話等で受付完了の連絡はしておりません。ただし、ファイルの受領確認メールは、11月5日(金)中(回答締切の3営業日後)にご担当者メールアドレス宛にお送りします。メールが11月6日(土)になっても届かない場合は、事務局にお問い合わせください。
9月13日	申請方法	申請にあたり、行政書士などが業として申請代行することは可能か。	本申請書は代理作成を認めていないため、申請者本人がご記入の上ご提出ください。
9月13日	申請法人種別	法人格の無い任意団体や個人事業主等は申請できるか。	原則、法人格がない場合は申請できません。申請にあたっては、①国内法に基づく法人であり、②国税庁から法人番号が付与されていることが必要です。
9月13日	申請法人種別	代表者一人のみの法人は申請できるか。	「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することとしておりますので、当該趣旨を鑑み、代表者1人のみ(従業員が0人)の法人は申請しても認定されません。
9月13日	申請区分	中小規模法人部門に該当しますが、健康経営度調査に回答できるか。	中小規模法人部門に該当する場合でも、健康経営度調査に回答することができます。健康経営度調査に回答しても中小規模法人への申請は可能ですが、大規模法人部門との重複申請はできません。中小規模法人への申請を希望する場合は、健康経営度調査票のQ5にて大規模法人部門に申請しないと選択してください。
9月13日	評価項目全体	制度としては存在するものの、対象者が今まで発生していない為、実際の適用例がないものについてどのような扱いになるのか。(例えば、生休休暇の制度はあるものの、女性従業員がいない為実施例が無い、など)	評価項目にもよりますが、実績がない場合でも、組織として適合基準に対応する制度の創設や環境の整備を行っている場合は評価の対象となります。ただし、「項目番号3-2-1：④管理職・従業員への教育」のように制度整備に加えて、実績が必須となっている項目があります。各項目の詳細をご確認ください。
9月13日	認定要件	表のand/orの意味が分からない。	andは両方実施していることが条件で、orはいずれか実施していることが条件です。
9月13日	認定要件	エビデンス資料としてどのようなものを保管すべきか。	特に形式の指定はありません。紙媒体でも、電子ファイルでも構いません。実施内容を説明できれば、正式な社内文書でなくてもメールを保存したもので問題ありません。
9月13日	認定要件	設問で⇒不適合の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	不適合とは、認定要件に対しての記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。必須項目が不適合の場合は不認定となりますが、選択項目が不適合の場合は他の認定要件を満たせば認定要件を満たします。
9月13日	認定要件	★マークのついていない設問は回答しないと不認定になるか。	★マークのついていない設問は、回答の有無や内容は認定の可否に一切影響いたしません( Q1～4は除く)、全ての設問への回答にご協力ください。
9月13日	認定要件	誓約書の郵送は不要か。	紙の申請書の提出は今年度から不要となり、申請書ファイルの電子データ提出のみとなりました。
9月27日	誓約事項	誓約事項の誓約者(法人の代表者名)に役職の記載は必要か。	役職等は不要です。氏名だけで構いません。
10月18日 New!	誓約事項 2.(4)	「労働安全衛生法第78条または第79条に基づき、安全衛生管理特別指導事業場に指定されていないこと。」について、「安全管理特別指導事業場」、「衛生管理特別指導事業場」への指定であれば誓約違反にならないか。	「安全衛生管理特別指導事業場」、「安全管理特別指導事業場」、「衛生管理特別指導事業場」のいずれかに指定されている場合は誓約事項に抵触しますので、優良法人の認定は受けられません。
個別の設問に関する内容			
9月13日	Q4	常時使用する従業員が0人でその他の従業員が1人以上いて、かつ健保が健康宣言事業を実施しているが、回答しようとする申請書上でエラーメッセージが出るがどうしたら良いか。	常時使用する従業員が0人でその他の従業員が1人以上いる、かつ健保が健康宣言事業を実施している場合、申請書上でエラーメッセージが出る場合がありますので、対処方法は事務局にご相談ください。
10月18日 New!	Q4	正社員として自社が雇用し、派遣社員として他社へ派遣している場合は①④どちらに該当するか。	「④貴法人が派遣元の派遣社員」としてお答えください。

更新日	項目	質問	回答
10月18日 New!	Q4	把握している最新時点とは、申請日時点で集計するべきか。 Q11の健診実施時点とそろえるべきか。	申請日時点でなくてもかまいませんが、2020年度末以降の時点でご回答ください。 ただし、Q11を定期健康診断の受診状況を2021年度の結果で回答される場合は、その時点（以降）の人数でご回答ください。
9月13日	Q6	保険者の「健康宣言」事業への参加手続き終了が、認定の申請受付期間の終了後となる見込みである。 「健康宣言の社内外への発信」には予定の内容を記載すればよいか。	申請日時点で「健康宣言」事業への参加手続きが完了している必要があります。
9月13日	Q7	経営者が2021年度になってから交代したが、 ・新旧どちらの経営者の状況で回答すればよいか ・2020年度に健康診断受診していればよいか	現時点の経営者の受診状況についてご回答ください。 現時点の経営者が2020年4月以降に健康診断を受診しているのであれば、受診日が就任前であっても「受診した」とご回答ください。
9月13日	Q8	健康づくり担当者は、複数事業場がある場合 各々に設けないといけないか。	1人の担当者が複数事業場を担当していても構いません。 誰が担当かを全事業場で明確にする必要がある、という趣旨です。
9月13日	Q10SQ2	昨年度に引き続き、同一の課題を記入する際に 現状値・目標値・単位を再設定してもよいか。	毎年度目標を再設定する場合等で目標値等が変わっていても構いません。 また、昨年度と同一の計画・目標を継続する場合も問題ありません。
10月18日 New!	Q10・ Q10SQ2	目標について、 ①結果的に達成できなくても問題ないか。 ②「休職者ゼロ件」のように、現状維持でもよいか。	①目標の達成状況は申請後も含めて問いません。結果的に達成できなかったとしても、評価には影響しません。 ②良い状態を維持する目標であれば問題ありません。
9月13日	Q11	労働安全衛生法に基づく健康診断との記載があるが、パート社員が社会保険に未加入の場合は 定期健診受診の対象外になるか。	社会保険に未加入であっても、労働安全衛生法に基づく健診実施義務がある従業員は、対象者数に含めてください。
9月13日	Q11	定期健診受診率の算出について、社内の定期健診ではなく、社外の健診を受けている場合はどのよう に扱うべきか。	社外健診を受診された場合も、その結果が会社に提出されていれば（項目など安衛法上の基準を満たしていれば）受診とみなして構いません。
9月13日	Q11	体調不良や長期海外出張などで当初予定していた日に健診を受診できず、その後年度中に受診できなかった場合は、自社の判断で除外者としてしま ってもよいか。	除外者として扱えるのは、休職、年間を通じて海外にいる場合のみです。 受けられる機会があったにも関わらず、受診しなかった場合は未受診者として集計してください。
9月13日	Q11	指定した期間内に定期健診を受けずに退職してしまった従業員がいた場合はどのような扱いになる か。	当該従業員の方が、①定期健診実施期間中に退職された場合は、「(v)対象除外人数」に入力してください。②定期健診実施期間中に受診せず、定期健診実施期間終了後に退職された場合は、本来受診すべき対象者となるため「(x)対象人数」に含め、未受診のため「(y)健診受診者数」から除外してください。
9月13日	Q12,Q23, Q26,Q28, Q38	各設問選択肢にある「費用補助」は健保による補助でもよいか。	自社が取り組みに関与し、自社の従業員に周知しているのであれば、健保による補助も含めて構いません。
10月11日	Q14など教 育全般	教育的な動画を案内するだけでも「教育」や「研修」に該当するか。	単に動画を周知・案内するのみでは、単なる情報提供になりますので「教育」「研修」には該当しません。 「教育」「研修」として実施した場合のみ該当します。 (動画の視聴記録をとっている場合や理解度を確認している場合などが考えられます。)
9月27日	Q16	選択肢6「業務繁忙に対応して休業日の設定や 所定労働時間の変更を行っている」に、正月休み などは該当するか。	お盆休み、夏休み、正月休み等、社会通念上一般的な休みは該当しません。
9月27日	Q16	選択肢8「時間単位での年次有給休暇の取得を 可能としている」について、半日単位での取得を可 能としている場合は要件を満たすでしょうか。	「時間単位年休」は、労働基準法第39条4項で定められており、半休と時間単位年休は区別されています。 「時間単位年休」のみ該当し、「半休」は当該選択肢には該当しません。
9月27日	Q17	「保険者が被保険者専用サイトを委託している機 関が主催するウォーキングイベントに、会社として参 加を働きかけ、社内のコミュニケーション促進を図る 取組をしている場合」、選択肢6「ボランティア、地 域祭り等に組織として関与～」に該当するか。	「外部機関主催のイベント」がボランティア、地域祭りに近ければ解釈の範囲内ですが、業務に近いイベントですと趣旨に沿わないかと思えます。 「保険者が被保険者専用サイトを委託している機関が主催するウォーキングイベント」で、かつコミュニケーション促進を目的としているのであれば、含めていただいて構いません。
9月13日	Q17,Q21, Q22,Q23, Q27,Q28, Q38	アプリの提供については、費用負担などが必須か。	アプリの導入費用等の負担は必須ではありません。 なお、会社が費用負担をしていない場合は、アプリの導入及び利用促進について会社として関与し、利用状況や結果等の把握・管理あるいはイベント等自社の施策での活用が必要です。
10月18日 New!	Q26	選択肢5「健康診断時に麻しん・風しん等の感染 症抗体検査を実施している」について、社内イント ラネットにて案内、希望者に検査を受けてもらっ ているが、該当するか。	単なる案内のみでは情報提供に留まってしまうため、該当しません。 医療機関への予約手配まで行われているのであれば、該当します。

令和3年度健康経営度調査 調査内容に関するQ & A は下記よりご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/downloadfiles/chosa2022\\_qa.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/chosa2022_qa.pdf)